



## 「山形市子どもの受動喫煙防止条例」について

山形市医師会禁煙推進委員会 副会長 大竹 修一

(山形市立病院 済生館)

令和2年9月山形市議会定例会において、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」が可決され、2021年3月から施行されます。議会提案条例として提出され、全会一致で可決されました。内容と成立経緯、課題について解説したいと思います。

条例は、山形市議会のHPで公開されており、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」で検索ができます。

主な内容は以下の通りです

・市は、子どもの受動喫煙を防止するため総合的な施策を策定、実施する責任があります。受動喫煙、禁煙に関する啓発を行います。

・市民は、受動喫煙の悪影響を理解し、子どもの受動喫煙防止に努めなければなりません。

・事業者は、子どもの受動喫煙を防止するために必要な措置や、市の施策に協力するよう努めなければなりません。

・喫煙者は、子どもが同乗している自動車内や公園などで、子どもの受動喫煙防止に努めなければなりません。

罰則はなく、東京都の子どもの受動喫煙防止条例に準じた内容です。

条例成立で中心的な活動を行ったのは、2017年4月にスタートした山形市医師会禁煙推進委員会です。活動目標として、山形市に受動喫煙防止条例、及び、子どもを受動喫煙から守る条例の制定、市内の全児童への喫煙防止教育など、「子どもを守る施策」を決めました。これまで、山形県にあったNPOとも、山形県医師会の禁煙推進委員会とも別の枠組みで、禁煙活動に関わったことの少ない人も多い会です。

条例制定のために、メンバーの懇意の市会議員との意見交換から始めました。様々なアドバイスを受けて、2017年12

月には女性議員への「受動喫煙の勉強会」（超党派）から始め、2018年3月「受動喫煙防止に関する一般質問」へつなげました。2018年3月には、山形市歯科医師会・山形市薬剤師会・山形県看護協会も参加してもらい、市長宛に、「山形市受動喫煙防止条例」及び「子どもを受動喫煙から守る条例」の制定を求める要望書・陳情書をマスコミ報道も入れて、提出しました。議員と医師会トップとの懇談や、担当部署の課長との交渉や、複数回の研修会を議員参加で実施し、議会ごとに、「条例」について一般質問を複数の議員から行ってもらいました。超党派での委員会が設置されて2019年には市議会内で「議員全体勉強会」を開催し、約半数以上の議員の参加を得ました。様々な困難な調整を経て、全員一致での可決となりました。

罰則は盛り込めませんでした。先行する東京や名古屋、大阪府、寝屋川市などに準じて、多くの自治体が条例を制定することが大事と考えました。過程で議員も一緒に勉強し、理解連携が深まり、今後の展開も期待できるからです。後に続く自治体が出て、国レベルの規制につながることを期待しています。

今回は、多くの喫煙者の議員がいるなかで「全会一致」が素晴らしい点です。勉強会で、喫煙者の議員が「本当は止めたいし、子どもには吸わせたくない」と話すのは印象的でした。様々な立場の議員自身が、「受動喫煙はダメ」と、明確なメッセージを出してくれたと感じています。議会提案は全国的にも少ない事例で、通常の条例と比して制定のスピードが速いことを知りました。

2019年山形市保健所が実施した「市内小学生と保護者への受動喫煙アンケート調査」（市HPで公開中）では、受動喫煙を受ける場所はコンビニエンスストアが最も多く、路上、家庭、飲食店、公園、家族の車などが続きます。今後、コンビニエンスストア、通学路の全面禁煙、学校周囲道路を含めた学校の禁煙徹底、家族の車内の禁煙などが「施策の具体例」となるように働きかけを継続すべきだと思っています。